

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月29日

【事業年度】 第136期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 武蔵野興業株式会社

【英訳名】 Musashino Kogyo Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 河野義勝

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿三丁目27番10号

【電話番号】 東京(3352)1439・0380

【事務連絡者氏名】 常務取締役経理部長 谷口均

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿三丁目27番10号

【電話番号】 東京(3352)1439・0380

【事務連絡者氏名】 常務取締役経理部長 谷口均

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出した第136期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は___線を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(5) その他

③株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

(訂正前)

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応して経営の諸政策を柔軟かつ機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(訂正後)

a. 当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応して経営の諸政策を柔軟かつ機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

b. 当社は、取締役及び監査役が、職務の遂行にあたって期待される役割を十分発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

c. 当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めております。